

教師のための『著作権』について

次のようなことをやっていませんか？

「教材サンプルのコピー」「教科書画像やテレビ番組の録画データをサーバで共有」

これらは、著作権者（つまり、販売元）の利益を不当に害してしまったり、授業での使用ではなかったりするため、著作権法違反となります。

著作権法

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

「教材サンプルのコピー」は論外ですが、「学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解を得ることなく、一定の範囲で利用することができる」という、「例外措置」があります。（著作権法第35条）

その中には、教材として使うために他人の作品をコピーし、配布する場合の項目もあります。著作者に許可なく利用するためには次の条件をすべてクリアしておく必要があります。

ポイントとしては、

授業を担当する教員本人か児童・生徒が、

必要な限度内、つまり、必要な数だけコピーし、

著作権者の利益を不当に害することがないようにする、という点に注意して、著作物を使用することが大切です。

また、データを利用する際は、引用した箇所を明らかにし、しっかりと明記することや

本文が主で引用文が従となるような工夫も必要です。あくまでも「授業で使用する」とが大前提となります。ただし、授業だからと言って、なんでもいいというわけではありません。授業における利用でも、その可否をしっかりと判断することが重要になります。

さて、いよいよ年度末。学校行事等を DVD にされてお配りしている先生もいらっしゃるのではないのでしょうか。次に示すことはご存知でしょうか？

学校行事等の DVD 等作成における著作権（後編）



様々なケースや条件等によって著作権に関わる手続きが異なりますので、ご注意ください。

ケース



I 授業で見せる

著作権法第 35 条により、公開されているもので、著作権者の利益を不当に害することが無ければ、手続きの必要が無く、概ね利用可。

II 配布する

著作権及び著作権隣接権に関わる手続きが必要です。



1) 音源は、市販の CD 等である。

①著作権のほかに著作権隣接権に係る手続きが必要です。

使用する楽曲のレコード会社などレーベルへ連絡し、使用許諾を取る。

※1 か月くらいかかることもあります。

※状況によっては、高額です。無料となることもあります。

②使用許諾が取れたら、著作権の手続きが必要です。

ほとんどの場合、JASRAC が管理しています。

2) 音源は、自分たちが演奏(歌唱)したもの等である。

著作権隣接権に係る手続きは不要です。

著作権の手続きが必要です。



JASRAC における著作権の手続きについて

手続きの流れ

<http://www.jasrac.or.jp/info/create/index.html>

- ①映像の中に、ビデオ映像がある
「映像ソフト」としての手続きが必要です



教育機関の場合のシミュレーションサイト

<http://www.jasrac.or.jp/info/create/calculation/non-business.html>

例 2曲(各4分30秒)の楽曲を挿入し、40枚作成した場合の著作権料
→1404円

例 2曲(各4分30秒)の楽曲を挿入し、100枚作成した場合の著作権料
→1512円

- ②ビデオ映像はなく、写真のスライドショーに音楽が入る。
「録音物」としての手続きが必要です



計算方法のサイト

<http://www.jasrac.or.jp/info/create/cal02.html>

製造数が49以下の場合 $400円 \times 管理楽曲数 + 消費税相当額$
(1曲が5分を超えると、2曲扱いとなります。)

例 2曲(各4分30秒)の楽曲を挿入し、40枚作成した場合の著作権料
→ $400 \times 2 \times 1.08 = 864$ 円

↓ (四捨五入)

製造数が50以上の場合 $8円10銭 \times 製造数 \times 管理楽曲数 + 消費税相当額$

例 2曲(各4分30秒)の楽曲を挿入し、100枚作成した場合の著作権料
→ $8.10 \times 100 \times 2 \times 1.08 = 1749$ 円

※ 本記事は、JASRACより引用 (<http://www.jasrac.or.jp/>)

JASRAC 手続きにおけるポイント

スライドショーに音源を入れ、録音物として作成する際は、備考欄に明記しておく、内容が伝わりやすくなります。

また、音源が市販か、市販でないか。使用許諾済みであるかも備考欄に明記します。

上の2点を記入することで、JASRAC の手続きが早く行われます。

学校関係からの申込みの場合は、半額になるなど減額措置があります。タイトル欄に、学校名等を明記します。ただし、業者が作成の場合は適用されません。

あらかじめ、J-RAPP 登録を、学校名や PTA 名で行っておくと、学校として減額されます。(個人登録でも、学校での利用がわかるようにしておくと減額されます。)

J-RAPP 登録しておき、作品コードを入れて、申請すると5%減額されます。

J-RAPP 登録について

インターネットから登録ができます。

登録して2, 3日でIDとパスワードが送付されます。

ID、パスワードがあると、申請手続き等が簡単にできます。

手続き流れ図

